



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

省令

- 外務省の所管する法令に係る情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十六号)の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条の規定に基づき、外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則(令和五年外務省令第二号)の一部を改正する省令を次のように定める。」
- 外務省令第七号
- 運輸審議会件名表に登載された件
- (同二一二)
- 高速自動車国道に関する件
- (国土交通二一〇、二一一)
- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の状況等の検討に係る実施要領の一部を改正する告示
- (同二一四)

国会事項

人事異動

- 内閣
〔皇室事項〕

官房事項
〔官房報告〕

- 留萌川水系、富士川水系及び筑後川水系に係る河川整備基本方針の変更について(国土交通省)

労働

- 船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示(四国運輸局最低賃金公示四)

公 告

- 官房事項
〔官房報告〕

- 留萌川水系、富士川水系及び筑後川水系に係る河川整備基本方針の変更について(国土交通省)

- ビスケット類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件(公正取引委・消費者庁一)

- ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を認定した件(公正取引委・消費者庁一)

- 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件

- (財務七六)

- 保安林の指定をする件
(農林水産四八四、四九〇)

- 高速自動車国道に関する件

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 外務省令第七号

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の状況等の検討に係る実施要領の一部を改正する告示

- (同二一四)

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 高速自動車国道に関する件

- (国土交通二一〇、二一一)

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 外務省令第七号

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の状況等の検討に係る実施要領の一部を改正する告示

- (同二一四)

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 高速自動車国道に関する件

- (国土交通二一〇、二一一)

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の状況等の検討に係る実施要領の一部を改正する告示

- (同二一四)

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 高速自動車国道に関する件

- (国土交通二一〇、二一一)

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の状況等の検討に係る実施要領の一部を改正する告示

- (同二一四)

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 高速自動車国道に関する件

- (国土交通二一〇、二一一)

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の状況等の検討に係る実施要領の一部を改正する告示

- (同二一四)

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 高速自動車国道に関する件

- (国土交通二一〇、二一一)

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の状況等の検討に係る実施要領の一部を改正する告示

- (同二一四)

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 高速自動車国道に関する件

- (国土交通二一〇、二一一)

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の状況等の検討に係る実施要領の一部を改正する告示

- (同二一四)

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 高速自動車国道に関する件

- (国土交通二一〇、二一一)

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の状況等の検討に係る実施要領の一部を改正する告示

- (同二一四)

- 運輸審議会件名表に登載された件

- (同二一二)

- 高速自動車国道に関する件

- (国土交通二一〇、二一一)

別記

ビスケット類の表示に該する公正競争規約の1部を次のとおり参照する。

次の表中下線の表示部分（以下「変更前の表示」）及び変更後の表示（以下「変更後の表示」）については、次のとおりとする。

(1) 変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

(2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削除する。

変更後	変更前
(目的)	(目的)
第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第36条第1項の規定に基づき、ビスケット類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第31条第1項の規定に基づき、ビスケット類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 この規約で「ビスケット」とは、小麦粉その他の穀粉類、糖類及び食用油脂を原料とし、必要により食塩、澱粉、乳製品、卵製品、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオーブンを使用して製造した食品をいう。	2 この規約で「ビスケット」とは、小麦粉、糖類、食用油脂及び食塩を原料とし、必要により澱粉、乳製品、卵製品、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオーブンを使用して製造した食品をいう。
3 (略)	3 (略)
4 この規約で「クラッカー」とは、小麦粉その他の穀粉類、糖類及び食用油脂を原料とし、必要により食塩、澱粉、乳製品、卵製品、イースト、酵素、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオーブンを使用して製造した食品をいう。	4 この規約で「クラッcker」とは、小麦粉、糖類、食用油脂及び食塩を原料とし、必要により澱粉、乳製品、卵製品、イースト、酵素、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオーブンを使用して製造した食品をいう。
5・6 (略)	5・6 (略)
7 この規約で「カットパン」とは、小麦粉その他の穀粉類、糖類、食用油脂及びイーストを原料とし、必要により食塩、澱粉、乳製品、卵製品、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加し、混合機にかけ醸酵させたものを成型機及びビスケットオーブンを使用して製造した水分の多い食品をいう。	7 この規約で「カットパン」とは、小麦粉、糖類、食用油脂、食塩及びイーストを原料とし、必要により澱粉、乳製品、卵製品、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加し、混合機にかけ醸酵させたものを成型機及びビスケットオーブンを使用して製造した水分の多い食品をいう。

8 この規約で「パイ」とは、次に掲げる基準に適合した食品をいう。

(1) 小麦粉その他の穀粉類及び食用油脂を原料とし、必要により澱粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオーブンを使用して製造した小麦粉その他の穀粉類を主体とする部分と油脂とが交互に層状になつた食品

(2) 小麦粉その他の穀粉類及び食用油脂を原料とし、必要により澱粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオーブンを使用して製造した小麦粉その他の穀粉類を主体とする部分が製品の外側部分になるようになり、その中に果物、肉の加工品、マシュマロ等の詰めものをした水分の多い食品

9～11 (略)

(特定事項の表示基準)

第4条 事業者は、ビスケット類に、バター、チーズ、ミルク、その他の乳製品、卵製品、果物類、野菜類、蜂蜜、コーヒー、ナッツ類、チョコレートその他の原材料を使用している旨を商品名、絵、写真、説明文等で表示する場合は、施行規則に定める基準量によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかの場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 2種類以上の原材料を使用しているものであって、当該原材料の使用量が施行規則に定める基準量未満のものについて、当該原材料名及び当該原材料の製品に占める重量の割合を施行規則に定めるところにより明瞭に商品名に併記した場合

(3) 前2号のものであって、当該原材料の香料を合わせて使用しているものについて、「○○香料使用」と明瞭に商品名に併記した場合

(4)～(7) (略)

2～7 (略)

8 この規約で「パイ」とは、次に掲げる基準に適合した食品をいう。

(1) 小麦粉及び食用油脂を原料とし、必要により澱粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオーブンを使用して製造した小麦粉を主体とする部分と油脂とが交互に層状になった食品

(2) 小麦粉及び食用油脂を原料とし、必要により澱粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオーブンを使用して製造した小麦粉を主体とする部分が製品の外側部分になるようになり、その中に果物、肉の加工品、マシュマロ等の詰めものをした水分の多い食品

9～11 (略)

(特定事項の表示基準)

第4条 事業者は、ビスケット類に、バター、チーズ、ミルク、その他の乳製品、卵製品、果物類、野菜類、蜂蜜、コーヒー、ナッツ類、チョコレートその他の原材料を使用している旨を商品名、絵、写真、説明文等で表示する場合は、施行規則に定める基準量によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかの場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 2種類以上の原材料を使用しているものであって、当該原材料の使用量が施行規則に定める基準量未満のものについて、当該原材料名及び当該原材料の製品に占める重量の割合を施行規則に定めるところにより明瞭に商品名に併記した場合

(3) 前2号のものであって、当該原材料の香料を合わせて使用しているものについて、「○○香料使用」と明瞭に商品名に併記した場合

(4)～(7) (略)

2～7 (略)

附 則

1 本規約の変更は、本規約の変更について公正取引委員会及び消費庁の監定の告示があつた日から施行する。

2 本規約の変更の施行の日前に事業者が行いたる行為については、なお従前のままである。

○公正取引委員会告示第一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第三十七号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月二十七日

公正取引委員会委員長 古谷 一之

消費者庁長官 新井ゆたか

一 全国ビスケット公正取引協議会（委員長 吉田 康）の申請に係るビスケット業における景品類規約に係る事業の種類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を令和七年三月五日付で認定した。

二 ビスケット類の製造業、加工包装業、販売業及び輸入販売業

三 規約の内容

四 別記のとおり変更する。

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更是、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第一項各号の認定要件に適合すると認められる。

ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。
次の表中変更前の欄の下線の表示部分をそれに対する変更後の欄の下線の表示部分に変更する。

変更後	変更前
(目的)	(目的)
第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、 <u>ビスケット業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</u>	第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、 <u>不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第11条第1項の規定に基づき、ビスケット類の取引に附随して不当な景品類等の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</u>
(違反に対する措置)	(違反に対する措置)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 公正取引協議会は、前条第3項又は前2項の規定により警告をし、又は違約金を課し、若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、又は違約金を課し、若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。
(規則の制定)	(規則の制定)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に <u>消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</u>

この附則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があつた日から施行する。

○法務省告示第七十一号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国コロラド州特別区において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和七年三月二十七日 法務大臣 鈴木 靖祐

氏名 カクダ マモル

生年月日 千九百五十九年十月二十二日

○外務省告示第二百一十号

国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第十二条第三項第二号に規定する宿泊施設の一覧表の作成に関する手続を次のように定め、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十七日 外務大臣 岩屋 繁

国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第十三条第三項第三号に規定する宿泊施設の一覧表の作成に関する手続

(宿泊施設の一覧表の作成都市)

第一条 国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「規程」という。）第十三条第三項第三号に規定する宿泊施設の一覧表（以下「宿泊施設の一覧表」という。）を作成する都市は、過去数年に一定件数以上の国家公務員等による外国出張実績のある都市とする。

(宿泊施設の一覧表に掲載する宿泊施設)

第二条 宿泊施設の一覧表に掲載する宿泊施設は、過去数年に一定件数以上の国家公務員等による利用実績のある宿泊施設とする。

2 前項の規定に加え、宿泊施設の一覧表に掲載する宿泊施設は、次の各号に該当する宿泊施設とする。

一 主要な用務先と想定される施設までのアクセスが容易であること。

二 立地や設備等の面で安全性が確保されていること。

三 公務の円滑な遂行上必要な設備を備えていること。

四 通常時の宿泊料金が、国家公務員等の旅費に関する法律施行令第九条に規定する財務省令で定める額として規程第十三条第一項に規定する金額以下であること。

(外務大臣から財務大臣への協議)

第三条 宿泊施設の一覧表は、外務大臣が財務大臣に協議して定める。

○財務省告示第七十六号

所得税法（昭和四十一年法律第二十三号）第七十八条第一項第二号及び法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）第二十七条第三項第一号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十一年五月大蔵省告示第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十七日

別表に次のように加える。

地市宗教法人平安神宮（京都府京都市左京区岡崎西天王町九十七番地）	重要文化財として指定されている宗教法人平安神宮の建造物の修理の費用	令和八年三月二十六日まで
----------------------------------	-----------------------------------	--------------

○農林水産省告示第四百八十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年三月二十七日

一 保安林の所在場所 山梨県北都留郡小菅村字獅子倉六一八一・六一八七の二・六二〇三（以上三筆について次の図に示す部分に限る）、六一八七の三、六一九一の一、六一九一の七

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

2 次の森林については、主伐に係る伐

3 立木として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

5 その他の森林については、主伐に係る伐

6 立木を定めない。

7 立木として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

8 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

9 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種、次のとおりとする。

10 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年三月二十七日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 山梨県南巨摩郡富士川町十谷字小塚四〇五二、四〇八六、四〇九一の二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐

3 採種を定めない。

4 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

○農林水産省告示第四百八十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年三月二十七日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 宮城県石巻市水沼字板橋

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

2 立木として伐採をすることができます立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種、次のとおりとする。

5 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年三月二十七日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 山梨県南巨摩郡富士川町十谷字小塚四〇八六・四〇九一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐

3 採種を定めない。

4 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

○農林水産省告示第四百八十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年三月二十七日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 静岡県沼津市西野字霞四

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

2 立木として伐採をすることができます立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種、次のとおりとする。

5 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年三月二十七日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 宮城県栗原市花山字本沢

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

○農林水産省告示第四百八十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年三月二十七日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 岐阜県高梁市高倉町飯部

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 立木として伐採をすることができます立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種、次のとおりとする。

4 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年三月二十七日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 早坂六の一（次に示す部分に限る。）、五

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

○農林水産省告示第四百九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年三月二十七日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 静岡県磐田市神増字彦平

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 立木として伐採をすることができます立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種、次のとおりとする。

4 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年三月二十七日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 字草木沢角間四八の四

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

衆議院議員鈴木庸介提出高額療養費制度の見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博提出スパイクタンパク質の毒性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介提出登録有形文化財制度に対する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博提出新型コロナワクチンのDNA汚染問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博提出医師及び製薬企業からのワクチンの副反応報告の実態に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博提出レブリコンワクチン開発における政府の対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博提出「世界最高水準のカジノ規制」の方向性に関する質問に対する答弁書

報告書受領

三月二十五日内閣から次の報告書を受領した。

地方財政法第三十条の二第一項の規定に基づく地方財政の状況報告書

小規模企業振興基本法第十三条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく小規模企業振興基本計画の変更の報告

議員表彰

三月二十五日赤嶺政賢、阿部知子、梶山弘志、松原仁、大島敦、平井卓也、松本剛明、長妻昭、金子恭之、塩川鉄也、山井和則、松野博一、細野義志及び小瀬優子は、永年在職議員として、院議院提出のものとおり。

議事日程 第八号

令和七年三月二十六日（水曜日）午前十時開議

議事日程 第九号

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出第一〇号）

第二 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出第一一〇号）

第三 半島振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第四 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一五号）

議案付託

三月二十五日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一八号）

議院運営委員会に付託

質問主意書提出

三月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第七〇号）

デジタル・ポジティブ・アクションに関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第七一號）

答弁書受領

三月二十五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みづほ提出日本におけるエコオピア人難民の保護の現状に関する質問に対する質問主意書（神谷宗幣提出）（第七一號）

答弁書（第五五号）

参議院議員柴田巧提出軌道法に関する質問に対する答弁書（第五六号）

参議院議員浜田聰提出公的年金シミュレーターにはマクロ経済スライドが反映されておらず実際にもらう年金よりも高い金額が表示される可能性に関する質問に対する答弁書（第五七号）

参議院議員浜田聰提出指定宗教法人並びにその信者の信教の自由、法の下の平等、適正手続保障及び財産権の侵害に関する質問に対する答弁書（第五八号）

報告書提出

三月二十五日委員長から次の報告書を提出した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第九号）

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第一〇号）

審査報告書

半島振興法の一部を改正する法律案（衆第一六号）

審査報告書

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一五号）

審査報告書

報告書

人事異動

官序事項

皇室事項

第四 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

報告書受領
三月二十五日内閣から、地方財政法第三十条の規定に基づく「地方財政の状況」の報告書を受領した。

御祝雷

に基づく小規模企業振興基本計画の変更の報告を受領する。

官印假旨

官市報告

1

<p>内閣事務官に兼ねて任命する</p> <p>内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）を命ずる</p> <p>内閣官房副長官補付に併任する（三月二十五日）</p>	<p>（大臣官房参事官） 財務事務官 藤井 大輔 米州開発銀行総務会第六十五回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる</p> <p>米州投資公社総務会第三十九回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる</p> <p>期間は令和七年四月十三日までとする</p>	<p>（横浜地方裁判所判事兼横浜家庭裁判所判事補・横浜簡易裁判所判事） 判事補兼簡易裁判所判事</p> <p>（大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事） 同</p> <p>（宮崎地方裁判所判事補兼宮崎家庭裁判所判事補・宮崎簡易裁判所判事） 同</p> <p>（国土交通省大臣官房付） 国土交通事務官</p> <p>（防衛省航空幕僚監部運用支官補付）に併任する</p> <p>（内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する</p> <p>（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）を命ずる</p> <p>（内閣官房副長官補付に併任する（三月二十五日）</p>	<p>村上ゆりあ</p> <p>西田 篤中</p> <p>亀井 榮之</p> <p>渡瀬 友博</p> <p>坂本 大輔</p>
--	--	--	--

四国運輸局最低賃金公示第4号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項及び第7項の規定に基づき、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第1号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第8条の規定により公示する。

令和7年3月27日

四国運輸局長 河野 順

1. 四国漁業（沖合底びき網）最低賃金第5項中「[191,800円]」を「[199,800円]」に改める。
2. 四国漁業（大中型まき網）最低賃金第5項中「[203,300円]」を「[213,300円]」に、「[199,300円]」を「[205,800円]」に改める。

附 則

この公示は、令和7年4月26日から効力を生ずる。

公 告

相 告 項

有権者申出方

元当局所属公証人岡田信の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年3月27日 神戸地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月27日

東北地方整備局長 西村 拓

- 1 処分をした年月日 令和7年2月28日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社ケーテック館洞 孝幸 岩手県盛岡市西仙北1-34-13 國土交通大臣許可（般・特-01）第27750号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 令和7年2月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第3037号

神奈川県秦野市沼代新町3番3号

申立人 渋谷 寛

本籍神奈川県小田原市本町4丁目488番地、最後の住所神奈川県秦野市千村5丁目7番8号、死亡の場所神奈川県秦野市、死亡年月日令和6年11月9日、出生の場所神奈川県小田原市、出生年月日昭和35年6月4日、職業無職

被相続人 亡 渋谷 崇

事務所神奈川県厚木市中町3丁目12番3号藍田ビル5階 本厚木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 瀬戸 崇文
催告期間満了日 令和7年10月15日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和6年（家）第965号

岐阜県加茂郡富加町滝田1452番地1

申立人 高井 宣彰

本籍岐阜県加茂郡富加町羽生1461番地1、最後の住所岐阜県加茂郡富加町羽生1461番地1、死亡の場所岐阜県美濃加茂市、死亡年月日令和5年1月23日、出生の場所岐阜県加茂郡富加村、出生年月日昭和21年8月20日、職業不詳

被相続人 亡 高井 一男

事務所岐阜県可児市広見5-91 ベルコートビル4階7号室 さつき法律事務所

相続財産清算人 弁護士 関 正樹

催告期間満了日 令和7年10月15日

岐阜家庭裁判所御嵩支部

令和7年（家）第82号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人 国

本籍愛知県岡崎市法性寺町字猿待39番地2、最後の住所愛知県岡崎市法性寺町字猿待39番地2、死亡の場所愛知県安城市、死亡年月日令和6年1月26日、出生の場所広島県広島市、出生年月日昭和22年2月14日、職業特定貨物自動車運送

被相続人 亡 加藤 博美

愛知県岡崎市伊賀町2-4フォワードビル3階岡崎北法律事務所

相続財産清算人 弁護士 室 穂高

催告期間満了日 令和7年10月14日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和6年（家）第2197号

京都市山科区小野御靈町11-1 カラバッサ小野A101

申立人 宮本 健太

本籍京都市伏見区深草大龜谷大山町20番地の1、最後の住所京都市伏見区日野野色町35番地の11、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日平成22年7月5日、出生の場所神戸市兵庫区、出生年月日昭和32年3月20日、職業会社員

被相続人 亡 宮本 獅

事務所京都市伏見区京町南8丁目101-1 小山ビル3階東 丹波橋法律事務所
相続財産清算人 弁護士 笠中 晴司
催告期間満了日 令和7年10月16日
京都家庭裁判所

令和6年（家）第30109号

広島県福山市東桜町3番5号

申立人 福山市長 枝広 直幹

本籍広島県福山市鞆町後地484番地、最後の住所広島県福山市水呑町4523番地2 水呑三新田87-7、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和4年8月3日、出生の場所広島県福山市、出生年月日昭和60年12月16日、職業会社役員

被相続人 亡 羽田 順一

事務所広島県福山市引野町4丁目9番37号広川ビル2階

相続財産清算人 司法書士 藤井江理子

催告期間満了日 令和7年10月10日

広島家庭裁判所福山支部

令和7年（家）第34号

大阪府吹田市吹東町31番

申立人 田中 義数

本籍長崎県五島市富江町土取1531番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所長崎県五島市、死亡年月日令和6年11月3日、出生の場所長崎県南松浦郡富江町、出生年月日昭和30年7月9日、職業会社員

被相続人 亡 田中 孝之

長崎県五島市池田町2番20号 法テラス五島法律事務所

相続財産清算人 弁護士 阿比留真由美

催告期間満了日 令和7年10月10日

長崎家庭裁判所五島支部

令和6年（家）第9092号

秋田市山王4丁目1番1号

申立人 秋田県

本籍秋田県秋田市手形字大松沢2番地13、最後の住所秋田市大住2丁目19番2号 2-203号、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日令和5年9月7日、出生の場所青森県東津軽郡蟹田町、出生年月日昭和35年8月22日、職業無職

被相続人 亡 木村 秀悦

秋田市山王3丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎3階B-6
相続財産清算人 司法書士 高橋 諭
催告期間満了日 令和7年10月3日
秋田家庭裁判所

令和7年（家）第9006号

長崎市八つ尾町14番1号

申立人 伊藤佳代子

本籍長崎県長崎市風頭町27番、最後の住所長崎市風頭町27番37号、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日令和6年10月24日、出生の場所長崎県福江市、出生年月日昭和52年10月15日、職業不明

被相続人 亡 入井 恒子

長崎市万才町6番11号 三井ビル4階 黒岩法律事務所

相続財産清算人 弁護士 黒岩 英一

催告期間満了日 令和7年10月6日

長崎家庭裁判所

令和7年（家）第40003号

岩手県下閉伊郡山田町飯岡第13地割72番地16

申立人 志和 洋子

本籍岩手県下閉伊郡山田町大沢第6地割41番地3、最後の住所岩手県紫波郡紫波町高水寺宇田中75番地52、死亡の場所岩手県紫波郡紫波町、死亡年月日推定令和6年11月15日、出生の場所岩手県下閉伊郡山田町、出生年月日昭和33年11月16日、職業無職

被相続人 亡 鳥居 勇公

事務所盛岡市中央通3丁目17番7号 北星ビル3階 北奥法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小保内義和

催告期間満了日 令和7年10月20日

盛岡家庭裁判所

令和7年（家）第2003号

山形県酒田市本町2丁目2番45号

申立人 酒田市長 矢口 明子

本籍山形県酒田市本町1丁目3番、最後の住所山形県酒田市錦町1丁目7番地の3錦町マンションD213号、死亡の場所山形県酒田市、死亡年月日令和3年9月13日、出生の場所山形県酒田市、出生年月日昭和40年1月16日、職業不明

被相続人 亡 佐藤 耕治

事務所山形県酒田市千石町1丁目8番15号

相続財産清算人 弁護士 新井野裕司

催告期間満了日 令和7年10月24日

山形家庭裁判所酒田支部

令和7年(家)第20012号

栃木県鹿沼市下田町2丁目1077番地6

申立人 大門 義典

本籍山梨県笛吹市春日居町加茂100番地、最後の住所栃木県鹿沼市下田町2丁目1077番地6、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和6年12月8日、出生の場所東京市渋谷区、出生年月日昭和18年1月15日、職業無職
被相続人 亡 竹下 康子

東京都千代田区有楽町1丁目6番4号千代田ビル7階 日比谷見附法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川野 裕之
催告期間満了日 令和7年10月20日

宇都宮家庭裁判所

令和7年(家)第20013号

栃木県日光市並木町7番地10
申立人 竹田 知史

本籍栃木県宇都宮市天神2丁目3234番地、最後の住所栃木県宇都宮市石井町3385番地 新直井病院内、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和6年9月24日、出生の場所栃木県宇都宮市、出生年月日昭和26年8月18日、職業無職

被相続人 亡 村田 幸子
栃木県宇都宮市駒生町1776番地26
相続財産清算人 司法書士 寺内聰太朗
催告期間満了日 令和7年10月17日

宇都宮家庭裁判所

令和7年(家)第20006号

栃木県栃木市万町9-25
申立人 栃木市長 大川 秀子
本籍栃木県栃木市旭町99番地、最後の住所栃木県栃木市倭町11番17号、死亡の場所栃木県栃木市、死亡年月日令和6年11月11日頃、出生の場所栃木県栃木市、出生年月日昭和36年8月10日、職業不詳

被相続人 亡 大塚 和孝
事務所栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号浅野正富法律事務所
相続財産清算人 薄井 里奈
催告期間満了日 令和7年10月31日

宇都宮家庭裁判所栃木支部

令和6年(家)第80661号

大阪市北区梅田3丁目3番20号

申立人 大阪信用保証協会

本籍大阪府東大阪市若江本町1丁目1番、最後の住所埼玉県さいたま市桜区西堀4丁目1番1号004、死亡の場所大阪府大阪市浪速区、死亡年月日令和5年2月6日、出生の場所大阪府堺市、出生年月日昭和16年10月24日、職業法人代表者

被相続人 亡 豊田 輝
事務所埼玉県さいたま市南区文蔵2-1-2
コルティーレ1302号 扇法律事務所
相続財産清算人 弁護士 扇 直記
催告期間満了日 令和7年10月22日

さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第113号

千葉市中央区中央4丁目17番3号袖ヶ浦ビル6階 佐野総合法律事務所

申立人 西川 雄介
本籍千葉県茂原市早野541番地8、最後の住所千葉県茂原市高師82番地 鈴木神経科病院、死亡の場所千葉県茂原市、死亡年月日令和6年12月6日、出生の場所千葉県茂原市、出生年月日昭和34年1月2日、職業無職

被相続人 亡 石川 元清
事務所千葉市中央区中央4丁目17番3号袖ヶ浦ビル6階 佐野総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 西川 雄介
催告期間満了日 令和7年11月21日

千葉家庭裁判所一宮支部

令和7年(家)第8084号

石川県能美市徳山町下6番地14

申立人 佐藤 和恵
本籍東京都北区上十条2丁目21番地、最後の住所石川県能美市徳山町下6番地14、死亡の場所石川県能美市、死亡年月日令和5年11月6日、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和46年1月20日、職業会社員

被相続人 亡 佐藤 秀年
石川県小松市殿町2-18-7 小松かがやき法律事務所
相続財産清算人 川本 藏石
催告期間満了日 令和7年10月31日

金沢家庭裁判所小松支部

令和7年(家)第7014号

長野県上水内郡小川村大字高府14724

申立人 伊藤 一芳

本籍長野県長野市大字高田1480番地9、最後の住所長野市大字高田1480番地の9、死亡の場所長野市長野市、死亡年月日令和6年8月23日、出生の場所長野県上水内郡中条村、出生年月日昭和37年6月24日、職業無職
被相続人 亡 宮脇 美利
事務所長野市大字長野長門町1096番地
相続財産清算人 弁護士 中山 耕平
催告期間満了日 令和7年10月10日

長野家庭裁判所

令和6年(家)第40139号

長野市大字中御所字岡田178番地2

申立人 やまびこ債権回収株式会社

本籍長野県大町市社4902番地、最後の住所長野県大町市大字社4902番地、死亡の場所長野県大町市、死亡年月日平成14年1月29日、出生の場所長野県北安曇郡社村、出生年月日昭和5年11月15日、職業無職

被相続人 亡 山岸 悠夫
事務所長野県松本市島立182-2 澤田若菜法律事務所
相続財産清算人 弁護士 澤田 若菜
催告期間満了日 令和7年10月20日

長野家庭裁判所松本支部

令和7年(家)第40002号

東京都文京区後楽1丁目4番14号

申立人 一般社団法人日本労働者信用基金協会
本籍長野県松本市大字島内3740番地3、最後の住所長野県松本市大字島内3740番地3、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日推定令和5年1月から2月までの間、出生の場所東京都東村山市、出生年月日昭和53年1月24日、職業不明

被相続人 亡 平松 仰
事務所長野県松本市大字島内3487-17 塩野悠子法律事務所
相続財産清算人 弁護士 塩野 悠子
催告期間満了日 令和7年10月21日

長野家庭裁判所松本支部

令和6年(家)第3060号

愛知県犬山市大字羽黒字成海郷12番地23

申立人 内田 和枝

本籍静岡県菊川市牛渕691番地、最後の住所静岡県菊川市牛渕691番地、死亡の場所静岡県菊川市、死亡年月日令和6年6月1日、出生の場所静岡県小笠郡六郷村、出生年月日昭和17年2月6日、職業不明
被相続人 亡 内田 金敏

静岡県掛川市南1丁目6番地15 キヨミズキャンパス1D号室 北川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 北川 直樹
催告期間満了日 令和7年10月25日
静岡家庭裁判所掛川支部

令和7年(家)第3004号

静岡県掛川市杉谷2丁目6番17号 ファインシティII 201号室
申立人 石川美代子

本籍静岡県掛川市中方1722番地、最後の住所静岡県掛川市中方1722番地、死亡の場所静岡県掛川市、死亡年月日令和6年8月2日、出生の場所静岡県小笠郡東村、出生年月日昭和31年9月14日、職業会社役員
被相続人 亡 石川 新一

静岡県磐田市見付3070-1 エミネンス加茂川201号室 弁護士法人石川雅大法律事務所磐田事務所
相続財産清算人 弁護士 石川 雅大
催告期間満了日 令和7年10月25日

静岡家庭裁判所掛川支部

令和6年(家)第7929号

愛知県春日井市柏井町1丁目70番地 有限会社新豊土地ビル 4A 齊藤法律事務所
申立人 齊藤 洋大

本籍愛知県春日井市上条町8丁目135番地、最後の住所愛知県春日井市上条町10丁目102番地、死亡の場所愛知県春日井市、死亡年月日令和6年5月2日、出生の場所愛知県春日井市、出生年月日昭和18年10月26日、職業無職
被相続人 亡 梅村 堯治

事務所名古屋市中区丸の内3丁目17番6号 ナカトウ丸の内ビル8G 成田・長谷川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 塩澤 将宏
催告期間満了日 令和7年10月24日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7006号
名古屋市中区三の丸3丁目1番1号
申立人 名古屋市
本籍名古屋市中川区明徳町1丁目53番地、最後の住所名古屋市中川区明徳町1丁目53番地、死亡の場所名古屋市中川区、死亡年月日令和6年9月27日、出生の場所名古屋市熱田区、出生年月日昭和23年8月22日、職業無職被相続人亡吉谷彰治
事務所名古屋市中区丸の内3丁目21番31号
協和丸の内ビル5階502号室 SAK法律事務所
相続財産清算人弁護士金岡宏樹
催告期間満了日令和7年10月20日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第51号
三重県四日市市末広町18番3号
申立人 中日本陸運株式会社
本籍三重県三重郡川越町大字南福崎168番地、最後の住所三重県三重郡川越町大字南福崎168番地、死亡の場所三重県三重郡川越町、死亡年月日令和6年10月26日頃、出生の場所三重県四日市市、出生年月日昭和29年6月19日、職業不詳
被相続人亡水越幸子
事務所三重県四日市市安島2丁目10番16号
ミッドビルディング四日市2階 小山晃法律事務所
相続財産清算人弁護士小山晃
催告期間満了日令和7年10月17日
津家庭裁判所四日市支部

令和6年(家)第3116号
東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍滋賀県東近江市五個荘金堂町890番地、最後の住所滋賀県東近江市五個荘金堂町890番地、死亡の場所滋賀県守山市、死亡年月日令和5年2月23日、出生の場所滋賀県神崎郡五個荘町、出生年月日昭和33年4月8日、職業不明
被相続人亡西村彰展
滋賀県彦根市大東町9番16号上野ビル本館4階城東法律事務所
相続財産清算人弁護士上野心太郎
催告期間満了日令和7年10月28日
大津家庭裁判所彦根支部

令和6年(家)第3121号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦5096番地47
申立人瀬川吉雄
本籍富山県下新川郡朝日町泊255番地、最後の住所滋賀県近江市蒲生堂町328番地308、死亡の場所滋賀県近江八幡市、死亡年月日令和5年7月19日、出生の場所滋賀県蒲生郡安土町、出生年月日昭和30年4月7日、職業会社員
被相続人亡瀬川茂夫
滋賀県彦根市旭町6番22号 田中ビル2階
彦根共同法律事務所
相続財産清算人弁護士高橋陽一
催告期間満了日令和7年11月7日
大津家庭裁判所彦根支部

令和7年(家)第76号
兵庫県姫路市御立西3丁目3番2号
申立人元原博利
本籍兵庫県揖保郡太子町広坂766番地1、最後の住所兵庫県揖保郡太子町広坂766番地1、死亡の場所兵庫県揖保郡太子町、死亡年月日平成26年10月19日、出生の場所兵庫県揖保郡龍田村、出生年月日昭和15年3月2日、職業不明
被相続人亡奥村浩一
兵庫県姫路市大黒壱丁町50番地 姫路総合法律事務所
相続財産清算人弁護士土居由佳
催告期間満了日令和7年10月20日
神戸家庭裁判所龍野支部

令和6年(家)第5157号
岡山県倉敷市児島下の町3丁目8番41号
申立人盛武晴明
本籍岡山県倉敷市青江831番地4、最後の住所岡山県倉敷市中庄3542番地1倉敷スイートレジデンス、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和6年8月28日、出生の場所兵庫県明石郡垂水町、出生年月日昭和7年7月29日、職業無職
被相続人亡和田年子
岡山県倉敷市児島下の町3丁目8番41号
相続財産清算人司法書士盛武晴明
催告期間満了日令和7年10月17日
岡山家庭裁判所倉敷支部

相続権主張の催告期間満了日の変更
令和6年6月19日掲載の神戸家庭裁判所洲本支部に係る相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中、催告期間の満了日を次のとおり変更します。

令和6年(家)第196号
兵庫県南あわじ市福良甲1330番地
申立人浦瀬律子
本籍兵庫県三原郡南淡町福良乙57番地、最後の住所兵庫県三原郡南淡町福良乙54番地、死亡の場所徳島県鳴門市、死亡年月日平成8年6月12日、出生の場所兵庫県三原郡南淡町福良乙57番地、出生年月日大正元年10月14日、職業無職
被相続人亡江本重數
旧催告期間満了日令和7年1月6日
新催告期間満了日令和7年6月30日
神戸家庭裁判所洲本支部

公示催告
次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(家)第1号
愛知県蒲郡市拾石町東浜36番地1
申立人東京戸張株式会社
代表者代表取締役戸張敦仁
権利を争う旨の申述の終期令和7年7月4日
令和7年3月4日鹿児島簡易裁判所
(別紙)目録
約束手形1通
手形番号YD71408
金額233,200円
支払期日令和7年4月5日
支払地鹿児島市
支払場所株式会社福岡銀行鹿児島営業部
振出日令和6年12月5日
振出地鹿児島県鹿児島市谷山港
振出人株式会社新栄代表取締役川口勇
受取人申立人
最終所持人申立人

失踪に関する届出の催告
次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和6年(家)第1041号
北海道室蘭市白鳥台4丁目5番1-503号
申立人山本陽一
本籍北海道室蘭市本輪西町3丁目186番地、最後の住所北海道伊達市北黄金町49番地の3495
不在者山本健治
昭和8年10月26日生
届出期間満了日令和7年7月6日
札幌家庭裁判所室蘭支部

令和6年(家)第415号
青森県青森市石江江渡50-27 グランモアブレイス103号
申立人中西幸助
本籍青森県青森市松原1丁目2番地2、最後の住所青森県青森市松原1丁目16番29号
不在者中西一助
昭和33年12月15日生
届出期間満了日令和7年7月10日
青森家庭裁判所

令和6年(家)第962号
茨城県稲敷市伊佐津1254番地
申立人萩原和子
本籍茨城県稲敷市伊佐津1254番地、最後の住所茨城県稲敷市伊佐津1254番地
不在者萩原早苗
昭和46年4月20日生
届出期間満了日令和7年7月7日
水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

令和6年(家)第2511号
東京都町田市本町田233-13
申立人伊藤秀俊
本籍東京都世田谷区大原1丁目1178番地、最後の住所東京都町田市木曾町539番地の1
公315号
不在者伊藤邦男
昭和13年1月10日生
届出期間満了日令和7年7月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和6年(家)第3035号
東京都日野市三沢1丁目15番地26
申立人百瀬正子
本籍広島県尾道市瀬戸田町垂水1701番地1、最後の住所東京都世田谷区千歳台1丁目10番3-204号
不在者石田密三
昭和4年9月10日生
届出期間満了日令和7年7月16日
東京家庭裁判所立川支部

令和6年(家)第1333号
埼玉県三郷市彦成3丁目8番1-506号
申立人 坂井 正雄
本籍埼玉県三郷市彦成3丁目8番、最後の住所神奈川県綾瀬市寺尾西3丁目11番25号レオパレスルミエールテラオ102
不在者 坂井 基晴
昭和50年12月21日生
届出期間満了日 令和7年7月7日
横浜家庭裁判所

令和6年(家)第3245号
横浜市鶴見区栄町通1-9-39
申立人 阿達 恵美
本籍神奈川県横浜市鶴見区栄町通1丁目9番地11、最後の住所横浜市鶴見区潮田町707番地
不在者 岩田善四郎
大正14年2月17日生
届出期間満了日 令和7年7月11日
横浜家庭裁判所

令和6年(家)第52号
兵庫県神戸市灘区灘南通5丁目4番24号-101
申立人 千葉香代子
本籍滋賀県米原市天満824番地、最後の住所滋賀県米原市天満819番地
不在者 千葉 宏大
平成8年7月9日生
届出期間満了日 令和7年7月11日
大津家庭裁判所長浜支部

令和6年(家)第665号
兵庫県豊岡市城崎町湯島806番地の1
申立人 岩戸 騒
本籍兵庫県豊岡市岩熊653番地、最後の住所福岡県北九州市八幡東区石坪町12番12-301号
不在者 岩戸 忠義
昭和12年10月21日生
届出期間満了日 令和7年7月7日
福岡家庭裁判所小倉支部

失 蹤 宣 告

令和6年(家)第27号
本籍北海道赤平市錦町2丁目4番地、最後の住所北海道芦別市北2条東2丁目8番地の26不在者 濱向 昭一
昭和22年9月24日生
令和7年2月28日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所滝川支部裁判所書記官

令和6年(家)第617号
本籍北海道函館市宇賀浦町14番地、最後の住所北海道亀田郡亀田町字中道50不在者 照井 和枝
昭和32年4月7日生
令和7年3月4日失踪宣告審判確定
函館家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第38号
本籍北海道旭川市神居1条19丁目79番地80、最後の住所旭川市春光4条4丁目1番1-1407号 市住1407号
不在者 新野 秀樹
昭和53年6月22日生
令和7年3月6日失踪宣告審判確定
旭川家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第5351号
本籍長野県塩尻市大字木曾平沢1748番地、最後の住所不明
不在者 巢山シズ子
大正6年12月8日生
令和7年3月5日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第20号
本籍岡山県岡山市中区門田屋敷1丁目57番地2、最後の住所アメリカ合衆国ウイスコンシン州グリーンベイ Howad Street 712
不在者 岡 賢一
昭和46年2月6日生
令和7年3月4日失踪宣告審判確定
岡山家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第77号
本籍広島県竹原市竹原町3083番地1、最後の住所広島県尾道市東土堂町18番5号
不在者 新田 英夫
大正11年7月1日生
令和7年3月4日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所尾道支部裁判所書記官

令和6年(家)第154号
本籍沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平2254番地、従来の住所沖縄県那覇市泊番地以下不詳不在者 神谷 君子
昭和14年10月9日生
令和7年3月4日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(ヘ)第1号
東京都港区港南2丁目15番3号
申立人 株式会社ヨコハマタイヤジャパン
代表者代表取締役 矢羽田雄彦
申立人代理人弁護士 内藤 正明
権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月4日
令和7年3月5日 大垣簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通
手形番号 B J 07243
金額 369,600円
支払期日 令和6年11月30日
支払地 岐阜県揖斐郡揖斐川町
支払場所 株式会社十六銀行揖斐川支店
振出日 令和6年10月10日
振出地 岐阜県揖斐郡揖斐川町
振出人 大黒自動車有限会社 代表取締役 大久保源作
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和6年(ヘ)第2号
愛知県瀬戸市中畠町93番地
申立人 合同会社ドリーム
代表者代表社員 山口 正樹
権利を争う旨の申述の終期 令和7年2月26日
令和7年2月28日 多治見簡易裁判所
(別紙) 目録

小切手 1通
小切手番号 K Q89275
金額 930,619円
支払人 株式会社一洋陶園東濃信用金庫泉支店
支払地 岐阜県土岐市泉大坪町1丁目9番地

振出日 令和6年8月15日
振出地 岐阜県土岐市
振出人 株式会社一洋陶園 代表取締役 水野力
最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第115号

愛知県西春日井郡豊山町豊場字高前144番地
債務者 Y's ビルド株式会社
代表者代表取締役 山口 翔
1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 烏居 佑樹
4 破産債権の届出期間 令和7年4月17日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時40分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第417号

横浜市神奈川区松見町2丁目359番地
債務者 株式会社ムロオカ商事
代表者代表取締役 室岡 淳
1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 原田 満
4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第154号

川崎市川崎区境町9番12号
債務者 株式会社国頭建設工業
代表者代表取締役 松本 秀夫
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 諭
4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第309号

東京都大田区矢口1-13-15北嶋ビル1F
債務者 KARA Company株式会社
代表者代表清算人 阿部 貴昭
1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 大志
4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第21号

新潟県長岡市台町2丁目3番13号
債務者 有限会社三上屋酒店
代表者取締役 三上 健一

1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 充
4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前11時30分

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第143号

埼玉県ふじみ野市亀久保字亀居1154番地55
債務者 株式会社外川ダイカスト工業所
代表者代表取締役 外川 隆博
1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 若野 澄男
4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後2時

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第11号

鳥取県倉吉市駄経寺町2丁目20番地
債務者 株式会社ワイディジャパン
代表者代表取締役 寺脇 賢
1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 濱田 卓志
4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後1時10分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

鳥取地方裁判所倉吉支部

令和7年(フ)第873号

大阪市阿倍野区阪南町7丁目5番16号
債務者 株式会社伴印刷所
代表者代表取締役 伴 範子
1 決定年月日時 令和7年3月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 横畠 裕典
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月15日午後2時50分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第303号

福岡市中央区荒戸3丁目2番4-1003号
債務者 HAソリューション株式会社
代表者代表取締役 西山 穎則
1 決定年月日時 令和7年3月11日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高藤 基嗣
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月19日午後2時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第322号

福岡県太宰府市御笠1丁目4番11号
債務者 株式会社F a s t o
代表者代表清算人 鬼塚 信夫
1 決定年月日時 令和7年3月12日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡部 有紀
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午前10時

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第114号

福岡市博多区南本町1丁目4番3-106号
債務者 株式会社KOUEI
代表者代表取締役 林 弘一
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉野 啓作
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午前10時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2335号

福岡県糟屋郡新宮町大字三代738番地1
債務者 株式会社セシイコーポレーション
代表者代表取締役 潤川 裕希
1 決定年月日時 令和7年3月12日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 金崎 智久
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第250号

名古屋市守山区八剣1-303
債務者 株式会社ロルフ
代表者代表取締役 玉川 努
1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 亮平
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時20分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第49号

高知市唐人町7番4号
債務者 株式会社ファンハウスアンドデザイン
代表者代表取締役 前田 和慶
1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 尚吾
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午後1時30分

高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第40号

群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀3969番地
債務者 有限会社十字屋菓局
代表者代表取締役 川嶋 拓雄
1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 茂木 一博
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後3時

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第390号

札幌市北区北29条西6丁目1番15号
債務者 株式会社ファーシル
代表者代表取締役 田中 秀樹
1 決定年月日時 令和7年3月14日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 甲斐 寛之
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時30分

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第827号

大阪市中央区久太郎町3丁目2番15号
債務者 モアセレクト株式会社
代表者代表取締役 森 広茂

1 決定年月日時 令和7年3月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三浦 綾子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第370号

岡山県倉敷市日ノ出町2丁目4番23号
債務者 有限会社タチカラ電工
代表者代表取締役 立川 武一

1 決定年月日時 令和7年3月14日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 武政 祥子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第97号

神戸市西区伊川谷町潤和853番地の1
債務者 有限会社勝田商店
代表者代表取締役 勝田 好保

1 決定年月日時 令和7年3月17日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松前 拓士
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時

神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第404号

岐阜県各務原市那加野畑町2丁目110番
債務者 株式会社O f f i c e F r e e S t y l e
代表者代表取締役 宇田川峰広

1 決定年月日時 令和7年3月13日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 幅 隆彦
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第36号 三重県四日市市智積町6694番地 債務者 株式会社高栄工業 代表者代表取締役 高田 学 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中嶋 豊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前10時30分 津地方裁判所四日市支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横手 陽平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前11時 福岡地方裁判所飯塚支部民事部	令和7年(フ)第80号 埼玉県入間市豊岡5丁目2番6号 債務者 有限会社アイ工房 代表者取締役 小原恵利子 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西本 昌弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午後2時10分 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第413号 横浜市南区中村町4丁目279番地11サンパイ ン202号室 債務者 富士仮設株式会社 代表者代表取締役 長澤 辰紀 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小木 正和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後2時20分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第102号 広島市安佐南区西原1丁目20番33号 債務者 株式会社ライズ鑑定 代表者代表取締役 飯田 孝幸 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平田かおり 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午後2時 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 李 章鉉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午後2時 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第201号 東京都国立市北1丁目1番の5 債務者 株式会社フォレストハウジング 代表者代表取締役 高橋 直樹 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 根岸 遼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後2時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第249号 京都府宇治市安田町大納言30—3 債務者 株式会社ONE'S F R E E 代表者代表取締役 稲垣 信之 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若宮 隆幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時45分 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第341号 大阪市東住吉区今川5丁目1番35号 フィロ ソフィア1F 債務者 合同会社S U W O 代表者代表社員 柴原 敦史 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高熊 洋平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後2時10分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 海大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第3018号 横浜市神奈川区羽沢町917県営羽沢グリーン ハイツ1号棟102 本多一星方、商業登記簿 上の本店所在地横浜市港北区日吉2丁目1番 5号坂井ビル1F 債務者 株式会社L a L a 代表者代表取締役 本多 一星 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丹羽 明子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前11時20分 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第147号 さいたま市桜区西堀2丁目19番15号アイセイ マンション108号室 債務者 株式会社大運俊送 代表者代表取締役 大場 俊吾 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒生 祐樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時30分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第694号 大阪府摂津市一津屋2丁目14番7号 債務者 株式会社L a V i t a 代表者代表取締役 大武 明 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀内 聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 揚子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前10時30分 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年(フ)第4号 横浜市磯子区岡村1—7—25、商業登記簿上 の本店所在地横浜市港南区丸山台1丁目3番 1号 債務者 ウィッシュ・ブレインズ株式会社 代表者代表取締役 宮澤 猛 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 源晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時20分 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第14号 大分県佐伯市鶴見大字中越浦639番地5 債務者 有限会社漁宝丸水産 代表者代表取締役 山本 利治 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 耕太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時30分 大分地方裁判所佐伯支部破産係
令和7年(フ)第1号 福岡県飯塚市幸袋576番地38 債務者 株式会社エイト 代表者代表取締役 相良 紀明	1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川島 好勝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後3時 広島地方裁判所民事第4部		

<p>令和7年(フ)第205号 宮城県黒川郡大郷町中村字台5番地2 債務者 株式会社 Fresh Mart元気屋 代表者代表取締役 尾形 利子 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 煙山 正大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時10分 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第4号 香川県観音寺市新田町283番地4 債務者 業天 昭博 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横井 大典 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 高松地方裁判所観音寺支部</p>	<p>令和7年(フ)第38号 名古屋市港区七反野1丁目104番地 ディアコートセブン 105号、前住所三重県四日市市大矢知町348番地4 債務者 光本 誠 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 芦葉 甫 4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 津地方裁判所四日市支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第15号 岩手県北上市大通り2丁目11番25-202号 ハイム大通り、旧住所岩手県北上市北鬼柳14 地割68番地1 グランツ北上A204 債務者 高瀬 慎也 1 決定年月日時 令和7年3月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安部 修司 4 破産債権の届出期間 令和7年5月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第27号 長野市大字北尾張部92番地の9 債務者 信越ペツカー株式会社 代表者代表取締役 大井 尚武 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 六川 祐介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時 長野地方裁判所民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第8号 秋田県北秋田市栄字前綱119番地8 債務者 河田 公明 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 緑川 正樹 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 秋田地方裁判所大館支部</p>	<p>令和7年(フ)第107号 埼玉県富士見市東みずほ台2丁目9番地11 債務者 高橋 和男 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 志摩 勇 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p>令和7年(フ)第2999号 横浜市戸塚区柏尾町757番地 県営柏陽台アパート5棟201号 債務者 梅木 正人 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢島 健生 4 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 盛岡地方裁判所花巻支部</p>
<p>令和7年(フ)第22号 岡山県津市野介代1537番地の2 債務者 株式会社アドバン 代表者代表取締役 大野 浩之 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋山 裕史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時 岡山地方裁判所津山支部</p>	<p>令和7年(フ)第15号 大分県佐伯市鶴見大字地松浦576番地 債務者 三好 辰子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 祐治 4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 大分地方裁判所佐伯支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第20号 福島県河沼郡会津坂下町字市中新町甲3804番地 債務者 加藤 嘉允 1 決定年月日時 令和7年3月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 舟城 善貴 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月23日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第486号 横浜市港北区日吉2丁目18番33-5号 フォレストガーデン日吉101 債務者 波田 和巳 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋場 一敏 4 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月26日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(フ)第23号 岡山県津市野介代818番地 債務者 株式会社グロウ 代表者代表取締役 大野 浩之 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋山 裕史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時 岡山地方裁判所津山支部</p>	<p>令和7年(フ)第85号 神奈川県小田原市久野667番地 債務者 相原 範子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笠間圭一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p>令和7年(フ)第21号 福島県河沼郡会津坂下町字市中新町甲3804番地 債務者 加藤 允昭 1 決定年月日時 令和7年3月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 舟城 善貴 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月26日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第205号 宮城県黒川郡大郷町中村字台5番地2 債務者 株式会社 Fresh Mart元気屋 代表者代表取締役 尾形 利子 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 煙山 正大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時10分 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>
<p>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。</p>	<p>令和7年(フ)第4号 香川県観音寺市新田町283番地4 債務者 業天 昭博 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横井 大典 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 高松地方裁判所観音寺支部</p>	<p>令和7年(フ)第38号 名古屋市港区七反野1丁目104番地 ディアコートセブン 105号、前住所三重県四日市市大矢知町348番地4 債務者 光本 誠 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 芦葉 甫 4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 津地方裁判所四日市支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第15号 岩手県北上市大通り2丁目11番25-202号 ハイム大通り、旧住所岩手県北上市北鬼柳14 地割68番地1 グランツ北上A204 債務者 高瀬 慎也 1 決定年月日時 令和7年3月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安部 修司 4 破産債権の届出期間 令和7年5月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係</p>

令和7年(フ)第113号 相模原市緑区原宿1丁目5番7号 ハイタツ クワン101 債務者 石田 亨 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮下哲太朗 4 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月28日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 横浜地方裁判所相模原支部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月4日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第155号 東京都調布市飛田給1丁目35番地13米沢ハイツ101 債務者 米澤呼寿真 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本多 一成 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月10日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第96号 川崎市麻生区王禅寺東3丁目2番36号 特別養護老人ホームルピナス王禅寺 債務者 田中 秀幸(旧姓黒田) 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 克己 4 破産債権の届出期間 令和7年4月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月17日午前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年(フ)第127号 横浜市旭区善部町101番地8 ロゼール壱番館601号 債務者 戸賀 良茂 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野呂 芳子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第331号 東京都小平市花小金井8丁目10番1号ユニフローラ205号 債務者 村井 正広 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴田 典明 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月4日午後1時15分 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第351号 東京都日野市神明2丁目7番地の12セントラルハイツ神明203 債務者 毛利 雅人 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 準子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで	1 決定年月日時 令和7年3月14日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱田 崇 4 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月7日午前11時40分 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第21号 新潟県村上市新町9番17号 債務者 須藤 智子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉村 一洋 4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時40分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 新潟地方裁判所新発田支部 令和7年(フ)第12号 鳥取県倉吉市みどり町3179番地の22 債務者 寺脇 賢 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱田 卓志 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後1時20分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 鳥取地方裁判所倉吉支部 令和6年(フ)第2979号 横浜市青葉区青葉台1丁目11番地1 3-502 債務者 中山 浩志 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 武洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
---	--	---

令和7年(フ)第162号

大阪府豊中市長興寺南3丁目2番18-402号
債務者 百田 麗生

- 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田邊絵理子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第97号

福岡県築上郡吉富町大字今吉409番地14
債務者 壇 直子

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野中 貞祐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで

福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第10号

熊本県山鹿市菊鹿町太田729番地
債務者 元山 一伸

- 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北條 将人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで

熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和7年(フ)第11号

熊本県山鹿市菊鹿町太田729番地
債務者 元山 道子

- 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北條 将人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで

熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和7年(フ)第12号

熊本県山鹿市菊鹿町太田729番地
債務者 元山 純羅

- 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北條 将人

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前11時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで

熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和6年(フ)第465号

岐阜市太郎丸765番地30

債務者 酒井 良二

- 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒宮 崇宏

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前11時20分

- 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第266号

福岡県糟屋郡新宮町下府3丁目18番10号

債務者 藤井 城作

- 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡本 成史

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後4時

- 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第40号

代替住所A(旧住所) 札幌市南区藤野5条4丁目4番1号

債務者 二葉加奈美

- 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 椎木 仁美

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時

- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第519号

栃木県日光市大桑町1349番地7

債務者 阿部 徹也

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小杉 裕二

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時40分

- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第13号

名古屋市北区柳原4丁目7番23号 リアライズ名城公園206号、従前の住所名古屋市西区枇杷島4丁目3番14号 Patinia東枇杷島203号

債務者 綾部 雄二

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武田 鉄平

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午後1時40分

- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第255号

名古屋市北区辻町3丁目10番地

債務者 廣村 賢司

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 諸岩 龍弥

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時10分

- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第296号

名古屋市北区如意2丁目28番地

債務者 尾崎 龍太

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松井 知行

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時40分

- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第408号

名古屋市天白区植田3丁目1511番地 ESS E植田801号

債務者 右田 将広

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浅野 桂市

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時20分

- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第6号

岐阜県海津市南濃町田鶴409番地18、前住所名古屋市中区新栄3丁目25番17号 サンライフ新栄606号

債務者 Office LOOPこと 三品正弘

- 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤井 健哉

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後2時

- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和6年(フ)第6085号

大阪府枚方市大峰南町15番18-301号、前住所大阪府枚方市津田北町2丁目35番1-104号、前々住所大阪府寝屋川市仁和寺本町6丁目10番10-412号

債務者 栄建設こと 後藤 俊晴

- 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 別所 大樹

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時40分

- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第612号

大阪府摂津市鳥飼上3丁目6番21-303号
債務者 吉村 和祥

- 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩見 勇志

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第100号

愛知県西尾市丁田町柳堂19番地1 サリーチェB棟102号室、前住所愛知県岡崎市中村町字上川田35番地3

債務者 Life is sharing. こと 安藤 優美

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 洋一

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時45分

- 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第667号 大阪府池田市畑4丁目17番13号 502号、前 住所大阪府池田市五月丘2丁目3番14-209 号 債務者 長谷川圭子 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 根岸 治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月26日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第134号 広島県吳市三条2丁目3番28-502号 債務者 清水 陽子 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加納 三裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月2日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 広島地方裁判所吳支部	1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永井 哲男 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月12日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係	令和7年(フ)第207号 さいたま市北区別所町83番地2 シャルム一 番館101 傾債務者 秋本 正彦 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 有紗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月26日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第82号 北海道岩見沢市7条東4丁目8番地18 プレ ジデント66 1B号室 傾債務者 高橋 道之 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小野田充宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月4日前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 札幌地方裁判所岩見沢支部	令和7年(フ)第90号 北九州市戸畠区東大谷1丁目18番18-202号 傾債務者 清水 悠里 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 圭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月27日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第45号 沖縄県国頭郡恩納村字仲泊271番地1 傾債務者 古波藏英仁 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 郷原 隆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月8日午前9時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年(フ)第103号 北九州市小倉北区赤坂3丁目7番21-101号 傾債務者 脇田 竜之 1 決定年月日時 令和7年3月17日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今泉多映子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月27日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第182号 福島県いわき市小名浜林城字水穴25番地 傾債務者 永井はるみ 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金田 康裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月29日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福島地方裁判所いわき支部	令和7年(フ)第173号 宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字館内67番地 傾債務者 斎藤 京子 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原 香苗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月10日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第183号 仙台市青葉区小松島2丁目9番8-802号、 従前の住所仙台市青葉区小松島2丁目28番 12-501号 傾債務者 バランギ明子 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中谷 洸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月10日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第216号 仙台市青葉区小松島1丁目2番4号 コスモ ハウス東照宮103 傾債務者 小野寺勝彦 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桑原 和也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月23日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第37号 三重県四日市市桜台2丁目45-1 クレス トールサカクラ202号室、住民票上の住所三 重県四日市市智積町6694番地 傾債務者 高田 学 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中嶋 豊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月30日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 津地方裁判所四日市支部破産係
--	--	--	---	--	---	---	--	--	---	--	--	--

令和7年(フ)第67号

広島市西区草津梅が台10番1号、住民票上の住所広島市西区草津梅が台10番1-402号
債務者 甲斐切康紀

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 目代 美緒
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第73号

広島市安佐南区川内3丁目16番15-4-202号
債務者 F L A P こと 尾田 常規

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村田 正樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第6151号

大阪府高槻市竹の内町45番4号、前住所大阪府寝屋川市打上高塚町1番1-815号
債務者 E-f r i e n d s こと 中村 友亮

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西尾 和則
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第342号

大阪市東住吉区中野3丁目8番11-406号
債務者 一人親方ラストワンマイル こと 柴原 敦史

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高熊 洋平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第516号

神戸市兵庫区小河通2丁目1番9号 ラメゾン小河通502号室
債務者 B E N N U こと 安永 雅恵

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 麦 志明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第209号

徳島県板野郡藍住町矢上字安任8番地12 メゾネット・ロゼ D号
債務者 井上 聰

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 美馬 和仁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

徳島地方裁判所民事部

令和6年(フ)第91号

福岡県嘉穂郡桂川町大字土師28番地422
債務者 松浦 清子

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小山 明輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和6年(フ)第92号

福岡県嘉穂郡桂川町大字土師28番地422
債務者 松浦 新司

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小山 明輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第2号

福岡県飯塚市楽市395番地1 カサグランデ楽市205号、前住所福岡県飯塚市幸袋576番地

38

債務者 相良 紀明

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横手 陽平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第3号

福岡県飯塚市楽市395番地1 カサグランデ楽市205号、前住所福岡県飯塚市幸袋576番地
38

債務者 相良 理恵(旧姓村上)

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横手 陽平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月21日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第16号

大分県佐伯市新女島7471番地10、住民票上の住所大分県佐伯市蒲江大字西野浦1720番地5

債務者 浪井 健吾

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 祐治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和7年(フ)第74号

埼玉県比企郡吉見町大字北吉見3010番地8
債務者 岸 久美子

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 智章
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第34号

釧路市鳥取北6丁目8番8号

債務者 朝倉建設こと 朝倉 渉

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 賢一

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午後3時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第27号

静岡県浜松市中央区西町358番地の1 ウィステリアコート208
債務者 村越 勇太

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小比賀 愛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月21日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第22号

長崎県諫早市西郷町148番地 市住404号、前住所長崎県島原市下折橋町3443番地1 スパークル204
債務者 南 薫

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 牟田 伊宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第23号

長崎県大村市今津町10番地 大村航空基地
債務者 市原 隆行

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 牟田 伊宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第41号

熊本市東区健軍2丁目4番16号 グランパーク健軍表参道203号
債務者 金子 託也

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 賢一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第101号 鹿児島県いちき串木野市河内4169番地7 債務者 白石 竜二 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西 選子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 函館地方裁判所	令和7年（フ）第169号 埼玉県狭山市富士見1丁目19番30号 モントレー富士見302 債務者 高橋 政幸 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（フ）第292号 さいたま市西区大字内野本郷399番地11 ドミール神田式番館102 債務者 北嶋 幸夫 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第62号 宮崎市恒久5丁目8番地11 Comforza M201号 債務者 浅倉 和希 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹村 圭介 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 宮崎地方裁判所破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 函館地方裁判所	令和7年（フ）第60号 北九州市小倉南区葛原元町2丁目1番3号(202)、前住所福岡市城南区梅林2丁目16番4-203号 ピナクル梅林 債務者 足達 咲希 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（フ）第311号 埼玉県上尾市大字領家97番地1 レピュート長島202 債務者 佐藤 彰則 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第191号 仙台市宮城野区幸町2丁目20番3号 二本松ハイツ203 債務者 清水 明香 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川原 卓也 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 函館地方裁判所	令和7年（フ）第72号 函館市金堀町7番8号 コーポ原2-102号 債務者 米坂 盛一 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（フ）第339号 埼玉県加須市馬内971番地1 Arcadi a III103 債務者 吉原 孝紀 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年（フ）第5416号 大阪市鶴見区諸口1丁目3番13号 債務者 中原 幸子 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中尾 司 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 山形地方裁判所米沢支部	令和7年（フ）第156号 埼玉県加須市三俣2丁目28番地5 ベラーノ203号室 債務者 小林 勇貴 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年（フ）第390号 静岡県浜松市中央区子安町332番地の5 シティハイツアカツキ101号 債務者 山玉 蘭子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間 令和6年（フ）第472号 函館市万代町13番21号 債務者 奥山 恵子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（フ）第198号 さいたま市北区日進町3丁目98-3 ベルピア日進第2 201号室、住民票上の住所さいたま市北区日進町3丁目101番地3 債務者 井出 遥 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年（フ）第138号 埼玉県所沢市狭山ヶ丘2丁目2番地の1 コーポタイン203 債務者 中村 雅也（旧姓白岩） 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第33号 静岡県磐田市上大之郷104番地2 コーポミノリ201号室 債務者 渋谷 勉 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第390号 愛知県春日井市岩成台6丁目2番地1 38号棟401号室、従前の住所愛知県春日井市中央台4丁目1番地2 213号棟403号室 債務者 大村 栄治 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第46号 岡山県小郡矢掛町矢掛2498番地1 アルドーレS105 債務者 昼田 優子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第29号 長崎県佐世保市十郎新町8番5-203号B-1 債務者 濱田 健一 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係 破産手続廃止
令和7年(フ)第67号 静岡県浜松市中央区住吉5丁目22番44-504号 プライタウン住吉、前住所静岡県浜松市中央区八幡町59番地 債務者 内藤クリスティンこと ナイトウ クリストイン ラブストロ (N A I T O C H R I S T I N E L A B U S T R O) 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第394号 愛知県春日井市岩成台6丁目2番地3 18号棟305号室 債務者 永井 祥太 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第49号 岡山県倉敷市安江550番地60 市営中洲団地9棟407号 債務者 竹本 裕行 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和5年(フ)第722号 栃木県那須塩原市鍋掛1475番地20 破産者 有限会社笹沼商事運輸 1 決定年月日 令和7年3月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第228号 愛知県知多郡東浦町大字緒川字屋敷式区13番地 債務者 久米夕記乃 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第423号 名古屋市天白区植田3丁目1209番地の1 サンテラスタカギ305号 債務者 成瀬みどり 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第58号 岡山県倉敷市西阿知町西原982番地3 グリーンハイツ西阿知B棟103、転居前の住所広島県福山市大門町1丁目4番15号 203 債務者 桐谷 結香 (旧姓中原・中林) 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和6年(フ)第1188号 名古屋市緑区鳴海町字細根116番地の3 グローリアス有松北310号 破産者 加藤 恵子 1 決定年月日 令和7年3月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第319号 愛知県春日井市坂下町1丁目960番地3 メゾン坂下306 債務者 原橋 賢司 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第425号 名古屋市千種区千種2丁目3番35号 サンルーム千種618号 債務者 山口 敏彦 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第70号 岡山県倉敷市西岡280番地6 ホワイトコープ1-202、転居前の住所岡山県倉敷市西阿知町370番地1 ヴィレッジハウス1-402 債務者 横山 貴 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和4年(フ)第1336号 福岡市博多区月隈6丁目9番23号 破産者 株式会社アイティーイー 1 決定年月日 令和7年3月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第938号 福岡市博多区上川端町1-3 破産者 株式会社クレシア 1 決定年月日 令和7年3月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部			

令和6年(フ)第127号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山288番地
破産者 株式会社南星企画
1 決定年月日 令和7年3月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第580号
仙台市青葉区二日町3番30ー301号
破産者 株式会社Growth
1 決定年月日 令和7年3月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第43号
栃木県那須郡那須町大字高久乙586番地1010
破産者 西海石健一
1 決定年月日 令和7年3月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第355号
栃木県大田原市美原1丁目6番14号
破産者 株式会社ストロイエ
1 決定年月日 令和7年3月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第543号
栃木県真岡市東光寺2丁目3番地6
破産者 スーさん農園こと 黒子 卓見
1 決定年月日 令和7年3月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第673号
栃木県鹿沼市千渡1664番地7 レジデンス
ノヴァD202、前住所群馬県太田市浜町13番
17ー102号
破産者 雉水 和美
1 決定年月日 令和7年3月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第783号
栃木県宇都宮市鶴田町1899番地34
破産者 和田 孝治
1 決定年月日 令和7年3月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第1235号
(最後の住所) 大阪市平野区加美北3丁目12番38号 グランドハイツ平野202号
破産者 被相続人亡林泰孝こと LIM TA
E H Y O相続財産
1 決定年月日 令和7年3月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第795号
栃木県宇都宮市清原台5丁目12番27号 コーポテヅカ201号
破産者 高崎 心夢
1 決定年月日 令和7年3月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第134号
千葉県富津市上飯野1610番地の2
破産者 篠崎 潤一
1 決定年月日 令和7年3月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和6年(フ)第164号
千葉県袖ヶ浦市藏波台5丁目2番地8
破産者 石渡 勇輝
1 決定年月日 令和7年3月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和5年(フ)第4242号
大阪府枚方市大字穂谷2186番地の1
破産者 株式会社枚松
1 決定年月日 令和7年3月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第4243号
京都府京田辺市三山木直田36-13 ラークヒルズ三山木107、開始決定時大阪府枚方市糸尊寺町35番8号
破産者 南 博文

令和6年(フ)第169号
徳島県阿波市吉野町柿原字ハトノ原89-1、
商業登記簿上の本店所在地徳島県吉野川市鴨島町喜来446番地
破産者 有限会社岸田精工
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第54号
新潟県新発田市五十公野4737番地4
破産者 斎藤 正
1 決定年月日 令和7年3月12日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和6年(フ)第58号
新潟県村上市松原町3丁目8番23号 コスモパレス松原A、開始決定時の住所新潟県村上市松原町2丁目10番28号 ビレッジハウス村上2号棟304
破産者 小山 純一
1 決定年月日 令和7年3月12日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和5年(フ)第1545号
福岡市西区内浜1丁目14番6号、前住所福岡市西区大字吉武793番地3
破産者 村井 勝志
1 決定年月日 令和7年3月12日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第439号	福岡市中央区長浜1丁目4番26-508号 フォレスステージュ天神 破産者 堀 祐太朗 1 決定年月日 令和7年3月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1115号	兵庫県淡路市尾崎388番地41、開始決定時の住所兵庫県伊丹市瑞穂町3丁目9番地トニーハウス205号 破産者 北尾 誠一 1 決定年月日 令和7年3月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和6年(フ)第790号	北九州市若松区二島6丁目4番55-301号、 破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡宇美町神武原3丁目14番1号 破産者 清水 勝一 1 決定年月日 令和7年3月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第4号	兵庫県神戸市北区南五葉1丁目1番2-902号、開始決定時の住所沖縄県那覇市与儀1丁目7番16号 メゾン フエリーチェ203 破産者 緒方 吉幸 1 決定年月日 令和7年3月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事部第3部

令和6年(フ)第82号	沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1620番地1 破産者 仲里 文貴 1 決定年月日 令和7年3月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和5年(フ)第1001号	仙台市泉区鶴が丘1丁目20番地の17 破産者 高橋 亨 1 決定年月日 令和7年3月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第898号	仙台市太白区中田2丁目24番33号 レオパレスオアシス中田209、従前の住所岩手県北上市下鬼柳17地割179番地4 破産者 大内 稔洋 1 決定年月日 令和7年3月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第167号	福島県郡山市桜木1丁目2番8号、開始決定時の住所福島県郡山市中田町高倉字中館146番地 破産者 宗像 好雄 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部
令和5年(フ)第1444号	横浜市青葉区桜台1番地49 ハビタスマヤタ306 破産者 中川 大輔 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1606号	横浜市南区永田北1丁目28番8号 カーム保土ヶ谷101 破産者 軽部 智也 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2号	新潟県十日町市松代3257番地 破産者 萬羽 博樹 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所高田支部
令和6年(フ)第17号	新潟県上越市西城町2-8-30 高田西城病院、住民票上の住所新潟県糸魚川市大字山之坊2717番地3 破産者 小田島アサコ 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所高田支部
令和6年(フ)第70号	福岡県飯塚市楽市331番地2 岩瀬晃一方、 住民票上の住所福岡県飯塚市太郎丸1135番地22 破産者 立石 徹 1 破産債権の届出期間 令和7年4月17日まで 2 一般調査期日 令和7年5月26日午前10時 令和7年3月17日 福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和6年(フ)第131号
沖縄県島尻郡南風原町字山川286番地6 サザンワインズ山川503
破産者 赤嶺 秀樹
1 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで
2 一般調査期日 令和7年6月11日午前10時15分
分 令和7年3月12日
那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第114号
熊本県上益城郡山都町御所2510番地
破産者 北野 浩之
1 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
2 一般調査期日 令和7年6月4日午前10時30分
分 令和7年3月17日
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第113号
北海道釧路郡釧路町中央2丁目36番4
破産者 有限会社桂田工務店
1 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで
2 一般調査期日 令和7年6月11日午前10時
令和7年3月18日 釧路地方裁判所民事部

令和6年(フ)第84号
山形県米沢市窪田町窪田715番地の9、開始決定時の住所山形県米沢市窪田町矢野目1046番地の3
破産者 長 栄貴
1 破産債権の届出期間 令和7年5月2日まで
2 一般調査期日 令和7年7月15日午前10時5分
分 令和7年3月18日 山形地方裁判所米沢支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第208号
宮崎市祇園2丁目123番地1 パシフィックレジデンス107号、前住所宮崎市祇園3丁目71番地 ラフィーナサイトⅡ305号
破産者 宮崎未来株式会社
異議申述期間 令和7年4月30日まで
令和7年3月18日 宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第208号

宮崎市祇園2丁目123番地1 パシフィック
レジデンス107号、前住所宮崎市祇園3丁目
71番地 ラフィーナサイトII305号
破産者 宮崎未来株式会社
異議申述期間 令和7年4月30日まで
令和7年3月18日 宮崎地方裁判所破産係

**免責許可申立てに関する意見
申述期間**

令和6年(フ)第17号
沖縄県宮古島市平良字下里59番地 下地黒糖
ビル601
破産者 竹中 達行
免責意見申述期間 令和7年5月9日まで
令和7年3月17日 那覇地方裁判所平良支部

令和5年(フ)第7235号
東京都世田谷区太子堂3丁目19-5 グラン
ドハイツ三軒茶屋3-A
破産者 プレゼント ジェイムス ミッチェル
免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
令和7年3月17日 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6116号
東京都江東区豊洲2丁目5-1-3519
破産者 船山 優太
免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
令和7年3月17日 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7552号
東京都港区南青山6丁目1-13-310
破産者 原田 達哉
免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
令和7年3月17日 東京地方裁判所民事第20部

**小規模個人再生による再生手
続開始**

令和7年(再イ)第1号
山形県鶴岡市本郷字上ノ平44番地
再生債務者 渡野邊孔正

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日ま
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から
令和7年5月12日まで

山形地方裁判所鶴岡支部

令和7年(再イ)第4号
茨城県取手市紫水1丁目3番地11
再生債務者 新渡 弘文

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月19日まで

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和6年（再イ）第147号

東京都西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山587番地2
再生債務者 根岸 工

1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月19日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第12号

東京都昭島市宮沢町1丁目17番11号
再生債務者 鈴木 康之

1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月19日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第3号

石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘1丁目62番地19
再生債務者 岩本 大輝

1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年5月7日まで

金沢地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第8号

徳島県徳島市中昭和町5丁目51番地
再生債務者 米田実千代

1 決定年月日時 令和7年3月17日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月7日まで

徳島地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第2号
大分県日田市大字三和
OSHIDA apart
城県名取市飯野坂4丁
ンゴールドR3
再生債務者 鮎川 裕
1 決定年月日時 令和7年5月7日
2 主文 再生債務者による再生手続開始する
3 再生債権の届出期間
4 一般異議申述期間 令和7年5月12日まで

大分県
令和7年(再イ)第1号
宮崎県都城市金田町25番
アージュA棟205
再生債務者 井上 輝
1 決定年月日時 令和7年5月7日
2 主文 再生債務者による再生手続開始する
3 再生債権の届出期間
4 一般異議申述期間 令和7年5月7日まで

宮崎県
令和7年(再イ)第6号
兵庫県川西市美園町5番
再生債務者 川元 勝
1 決定年月日時 令和7年5月7日
2 主文 再生債務者による再生手続開始する
3 再生債権の届出期間
4 一般異議申述期間 令和7年5月7日まで

神戸地方裁判所
令和7年(再イ)第9号
福井市上北野1丁目26番
再生債務者 山元 孝博
1 決定年月日時 令和7年5月7日
2 主文 再生債務者による再生手続開始する
3 再生債権の届出期間
4 一般異議申述期間 令和7年5月7日まで

大分県日田市大字三和180-1 レオパレスY
O S H I D A p a r t II 103号 (住民票) 宮
城県名取市飯野坂4丁目3番1-103号ルタ
ンゴールドR 3

再生債務者 鮎川 裕之

1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令
和7年5月12日まで

大分地方裁判所日田支部

令和7年(再イ)第1号

宮崎県都城市金田町2517番地2 グランベ
アージュA棟205

再生債務者 井上 輝亮

1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令
和7年5月7日まで

宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(再イ)第6号

兵庫県川西市美園町5番8-2号

再生債務者 川元 勝幸

1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令
和7年5月7日まで

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和7年(再イ)第9号

福井市上北野1丁目26番2号

再生債務者 山元 孝博

1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
よる再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令
和7年5月7日まで

令和7年(再イ)第11号
福井市灯明寺町第3号1番地14
再生債務者 前田 明希
1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月7日まで

福井地方裁判所

令和6年(再イ)第550号

大阪市東淀川区豊新5丁目7番5号

再生債務者 楽 浩司

1 決定年月日時 令和7年3月14日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで

4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第17号

大阪市生野区巽中2丁目16番22-501号

再生債務者 浦 祐介

1 決定年月日時 令和7年3月14日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで

4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第19号

埼玉県所沢市小手指南3丁目33番地の2

ル・シック小手指302

再生債務者 尼野 真一

1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで

4 一般異議申述期間 令和7年4月17日から令和7年4月28日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第4号

愛知県豊川市三蔵子町福地荒古28番地の1

GGカルムII101号

再生債務者 鈴木 大地

1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで

4 一般異議申述期間 令和7年4月17日から令和7年4月28日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第4号

愛知県豊川市三蔵子町福地荒古28番地の1

GGカルムII101号

再生債務者 鈴木 大地

1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(再イ)第9号
兵庫県西宮市高須町1丁目1番14-210号
再生債務者 本田 拓
1 決定年月日時 令和7年3月14日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月4日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月11日から令和7年4月18日まで

名古屋地方裁判所尼崎支部
令和7年(再イ)第11号
千葉市美浜区幸町2丁目21番21-503号
再生債務者 高橋 明彦
1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月4日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月11日から令和7年4月25日まで

神戸地方裁判所尼崎支部
令和7年(再イ)第1号
千葉市美浜区幸町2丁目21番21-503号
再生債務者 高橋 明彦
1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月4日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月11日から令和7年4月25日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(再イ)第3号
千葉県君津市白駒548番地21
再生債務者 波多野俊巳
1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月4日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年5月7日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(再イ)第15号
静岡市駿河区みずほ1丁目30番地の1 リバティアーカB棟101
再生債務者 繁田 優希
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月4日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年4月30日まで

札幌地方裁判所小樽支部
令和7年(再イ)第15号
静岡市駿河区みずほ1丁目30番地の1 リバティアーカB棟101
再生債務者 繁田 優希
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月4日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年4月30日まで

静岡地方裁判所富士支部破産係
令和7年(再イ)第3号
岡山市中区雄町298番地11
再生債務者 田口 篤
1 決定年月日時 令和7年3月17日前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月18日から令和7年4月28日まで

静岡地方裁判所富士支部破産係
令和7年(再イ)第10号
岡山県倉敷市老松町5丁目608番地5
再生債務者 丸濱由太郎
1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月4日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月17日から令和7年4月30日まで

静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第21号
静岡市葵区瀬名中央2丁目8番1-1号
再生債務者 平賀 貴志
1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月4日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月28日まで

静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第31号
名古屋市中区富士見町14番15号 ライオンズガーデン東別院201号
再生債務者 國枝 潤
1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第2号
長崎県佐世保市俵町14番12号
再生債務者 坂井 智洋
1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

長崎地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第45号
東京都練馬区東大泉2-11-19-308
再生債務者 宇原 智司
1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年4月30日まで

長崎地方裁判所佐世保支部
令和7年(再イ)第45号
東京都練馬区東大泉2-11-19-308
再生債務者 宇原 智司
1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月16日まで

東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第6号
静岡県富士市一色344番地の2
再生債務者 ペレス アルナルド テルオ
1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日まで

静岡地方裁判所富士支部破産係
令和7年(再イ)第3号
岡山市中区雄町298番地11
再生債務者 田口 篤
1 決定年月日時 令和7年3月17日前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年5月1日まで

岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(再イ)第7号
北海道旭川市旭川1条5丁目5番7号 厚生病院旭川公宅102号室
再生債務者 後藤 裕太
1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月12日まで

旭川地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第7号
北海道旭川市旭川1条5丁目5番7号 厚生病院旭川公宅102号室
再生債務者 後藤 裕太
1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月12日まで

旭川地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第4号 宮城県大崎市古川上中目字西164番地 再生債務者 佐藤 大祐 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月12日まで 仙台地方裁判所古川支部個人再生係	令和7年（再イ）第5号 北九州市門司区清見1丁目7番13-605号 再生債務者 上村 茂美 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年5月13日まで 青森地方裁判所弘前支部
令和7年（再イ）第8号 埼玉県児玉郡神川町大字植竹364番地15 再生債務者 大河原淳一 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年（再イ）第12号 大分市高江南1丁目16番地の15 再生債務者 野尻 雅彦 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月13日まで 盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係
令和7年（再イ）第13号 京都市伏見区久我東町3番地33 再生債務者 松村浩二こと 金 浩二 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年5月1日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年（再イ）第8号 大阪府枚方市积尊寺町25番43-504号 再生債務者 宮本 勉 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年5月7日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第21号 京都市山科区安朱馬場ノ西町1番地 再生債務者 北尾 弘和 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年5月1日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年（再イ）第1号 沖縄県沖縄市南桃原1丁目23番43号 フォレスト風305 再生債務者 長堂可奈子 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月7日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（再イ）第26号 京都市右京区西京極河原町35番地1 ネバーランド西京極209号 再生債務者 池添 貴志 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第3号 山口県防府市大字田島1290番地の20 ジュネス90-203号室、前住所山口県防府市開出16番20号 再生債務者 大村 茂樹 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年4月28日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和6年（再イ）第104号 北九州市八幡西区沖田5丁目7番13号 再生債務者 佐藤 大介 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年4月28日まで 山口地方裁判所	令和7年（再イ）第5号 北海道北斗市七重浜2丁目14番48-102号 Shine 再生債務者 駿河由加理 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月19日まで 函館地方裁判所
令和7年（再イ）第1号 青森県黒石市吉乃町27番地2 再生債務者 神 守久 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年5月7日まで 金沢地方裁判所小松支部	令和7年（再イ）第3号 石川県小松市串町南292番地 再生債務者 長谷川佳美 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月20日まで 新潟地方裁判所民事部

<p>令和7年(再イ)第4号 三重県松阪市大黒田町1836番地2 ハピネス 虹201号室 再生債務者 三宅 龍生 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年5月7日まで 津地方裁判所松阪支部</p>	<p>3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月7日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和7年(再イ)第4号 鹿児島県鹿児島市唐湊3丁目46番3号 再生債務者 長野 晴彦 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後0時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係</p>	<p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月3日まで 令和7年3月17日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p>令和6年(再イ)第200号 東京都台東区上野3-7-4 水谷ビルII 102 再生債務者 前田 淳 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月31日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月3日まで 令和7年3月17日 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>令和6年(再イ)第348号 名古屋市中区松原1丁目4番9号 ドミール 神谷401号 再生債務者 酒井 貴夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月7日まで 令和7年3月17日 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和6年(再イ)第9号 島根県出雲市高岡町360番地2 再生債務者 中尾ひびき 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年4月30日まで 松江地方裁判所出雲支部</p>	<p>3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係</p> <p>令和6年(再イ)第7号 広島市安芸区瀬野5丁目3番4号 再生債務者 藤井 香里(旧姓宮崎) 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月13日まで 広島地方裁判所民事第4部</p>	<p>1 決議に付する再生計画案 令和7年1月31日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月3日まで 令和7年3月17日 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和6年(再イ)第208号 東京都小金井市本町5-15-9-502 再生債務者 北里 有識 1 決議に付する再生計画案 令和6年12月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月3日まで 令和7年3月17日 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>令和6年(再イ)第98号 東京都小平市小川東町1丁目23番14-301号 再生債務者 古谷勇一郎 1 決議に付する再生計画案 令和6年12月20日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月8日まで 令和7年3月17日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>
<p>令和7年(再イ)第1号 島根県出雲市大社町杵築西2737番地1 再生債務者 福代 渉人 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年4月30日まで 松江地方裁判所出雲支部</p>	<p>3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月13日まで 広島地方裁判所民事第4部</p> <p>小規模個人再生による書面決議に付する決定</p> <p>令和6年(再イ)第21号 茨城県筑西市三郷811番地8 再生債務者 大塚 洋子 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月31日まで 令和7年3月17日 水戸地方裁判所下妻支部</p>	<p>1 決議に付する再生計画案 令和7年2月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月3日まで 令和7年3月17日 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和6年(再イ)第466号 東京都品川区東大井5-1-18-503 再生債務者 伊藤 仁美 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月3日まで 令和7年3月17日 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>令和6年(再イ)第141号 東京都町田市山崎町752番地1 再生債務者 村松 隼人 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月8日まで 令和7年3月18日 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>
<p>令和7年(再イ)第3号 香川県観音寺市柞田町甲973番地2 再生債務者 西川 香織 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月13日まで 松江地方裁判所出雲支部</p>	<p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月31日まで 令和7年3月17日 水戸地方裁判所下妻支部</p> <p>令和6年(再イ)第422号 東京都世田谷区世田谷1-20-1 グランデュオ世田谷XⅢ501 再生債務者 井原 貴之 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月31日まで 令和7年3月17日 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>1 決議に付する再生計画案 令和7年2月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月3日まで 令和7年3月17日 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和6年(再イ)第276号 愛知県知多郡東浦町大字緒川字唐治屋敷68番地の9 再生債務者 山崎 公輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月7日まで 令和7年3月17日 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>令和6年(再イ)第65号 静岡市清水区南矢部645番地の2 アルバグランデ304号室 再生債務者 堀江 拓未 1 決議に付する再生計画案 令和6年12月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月8日まで 令和7年3月18日 静岡地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和7年(再イ)第10号 佐賀県小城市小城町721番地8 プロスパー タウン小城C 102号 再生債務者 中原 聰太 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月31日まで 令和7年3月14日 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和6年(再イ)第184号 千葉県船橋市葉円台4丁目12番7-304号 再生債務者 伊藤 博治</p>	<p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月7日まで 令和7年3月17日 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	

令和6年(再イ)第42号 三重県津市河芸町杜の街1丁目17番地19 再生債務者 倉崎 利典 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 津地方裁判所再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月17日 旭川地方裁判所民事部	令和6年(再イ)第218号 大阪市中央区船越町2丁目2番10-306号 再生債務者 佐藤 貴弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月17日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 17日まで 令和7年3月17日 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和6年(再イ)第45号 三重県津市芸濃町椋本3131番地 リヴァーユB107 再生債務者 増田 行治 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 津地方裁判所再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月17日 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(再イ)第431号 大阪府八尾市楠根町3丁目43番地の17 再生債務者 義原正典こと具正典こと 奥田 正典 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月17日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 22日まで 令和7年3月18日 大津地方裁判所彦根支部
令和6年(再イ)第52号 佐賀県三養基郡みやき町大字白壁3171番地5 再生債務者 太田家佑輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月17日 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(再イ)第569号 大阪市住之江区北加賀屋2丁目9番9号 再生債務者 福住 幸子 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月17日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 1日まで 令和7年3月18日 熊本地方裁判所八代支部
令和6年(再イ)第5号 大分県佐伯市大字木立5168番地2 再生債務者 甲斐 博行 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月17日 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(再イ)第199号 札幌市東区北19条東19丁目4番9号 再生債務者 工藤 士行 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月18日 札幌地方裁判所民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月12日 長崎地方裁判所佐世保支部
令和6年(再イ)第11号 大分県中津市大字万田434番地 再生債務者 中西 弘一 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 大分地方裁判所佐伯支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月18日 金沢地方裁判所民事部	令和6年(再イ)第35号 函館市港町1丁目17番1-301号 ミキパレス 再生債務者 木谷 貴秀 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月18日 函館地方裁判所	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 10日まで 令和7年3月13日 長崎地方裁判所佐世保支部
令和6年(再イ)第26号 北海道深川市緑町16番12号 再生債務者 森園 健太	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月17日 津地方裁判所伊賀支部	令和6年(再イ)第152号 京都府京田辺市河原御影4番地の5 再生債務者 平井光次郎	長崎地方裁判所佐世保支部

令和6年(再イ)第60号 鹿児島市星ヶ峯3丁目17番2号、前住所鹿児島県伊佐市大口原田403番地2 コーポサカエⅧ201号 再生債務者 竹原 有季 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月17日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月4日まで 令和7年3月14日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	令和7年(再イ)第3号 北九州市八幡東区荒手1丁目13番11-403号 再生債務者 上村 典久 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月7日まで 令和7年3月17日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(再イ)第2号 山口県下関市武久町1丁目39番5号 ヴァイタルハウス 201号 再生債務者 岡崎 亮二 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月8日まで 令和7年3月18日 山口地方裁判所下関支部再生係	給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 令和6年(再口)第8号 千葉県市川市曾谷3丁目5番12号 再生債務者 西村 亮介 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月11日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年4月3日まで 令和7年3月17日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(再イ)第57号 新潟市東区中島2丁目1番27-615号 再生債務者 石井 美和 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月7日まで 令和7年3月17日 新潟地方裁判所民事部	令和6年(再イ)第63号 鹿児島市新栄町1番8-1号 Lux新栄303号 再生債務者 山口 亮 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月7日まで 令和7年3月17日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	令和6年(再イ)第4号 山口県萩市大字紫福3207番地4 畑定住住宅7号 再生債務者 山田フルーツファームこと 山田克也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月17日 山口地方裁判所萩支部	令和6年(再口)第2号 兵庫県尼崎市東難波町2丁目15番36号 再生債務者 小野 邦彦 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月6日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年4月3日まで 令和7年3月13日 神戸地方裁判所尼崎支部
令和6年(再イ)第115号 神戸市兵庫区大開通1丁目1番16-903号(従前の住所) 神戸市兵庫区福原町8番16号 カリンハイツ402 再生債務者 古木 一夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月15日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月7日まで 令和7年3月17日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和6年(再イ)第56号 新潟市東区下山1丁目214番地 再生債務者 中村 英史 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月8日まで 令和7年3月18日 新潟地方裁判所民事部	令和6年(再イ)第22号 山口県宇部市則貞3丁目11番18号 再生債務者 岡崎 俊彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月17日 山口地方裁判所宇部支部	令和6年(再口)第10号 埼玉県越谷市花田3丁目16番地9 アメニティプラザ式番館105号 再生債務者 大矢 大輔 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月10日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年4月7日まで 令和7年3月17日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和6年(再イ)第71号 北九州市八幡西区木屋瀬2丁目23番15号 再生債務者 田中 稔三 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月30日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月7日まで 令和7年3月17日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和6年(再イ)第28号 鳥取県米子市花園町36番地1 303号 再生債務者 平尾 友道 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月8日まで 令和7年3月18日 鳥取地方裁判所米子支部	令和6年(再イ)第6号 広島県三次市三良坂町三良坂5034番地9 再生債務者 和田 祥照 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月15日まで 令和7年3月18日 広島地方裁判所三次支部	令和6年(再口)第10号 京都府長岡京市勝竜寺21番3号 再生債務者 近藤 康史 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月7日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年4月18日まで 令和7年3月18日 京都地方裁判所第5民事部再生係

**給与所得者等再生による再生
計画認可**

令和6年(再口)第4号

北九州市若松区西天神町15番31号

再生債務者 宮崎 薫

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年3月6日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月17日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(再口)第10022号

東京都八王子市東浅川町508-19

再生債務者 佐伯 一也

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年3月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月17日

東京地方裁判所民事第20部

**所在等不明共有者の持分の取
得の裁判に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第1号

栃木県芳賀郡茂木町大字木幡181番地

申立人 株式会社東ノ宮カントリークラブ

代表者代表取締役 ウィーラー・スティーヴン・スペンサー

代理人弁護士 吉田 勇輝

住所・居所 不明
(最後の住所) 栃木県芳賀郡逆川村大字小山12番地

所在等不明共有者 河原 ツヤ

届出期間満了日 令和7年7月18日

令和7年3月17日

宇都宮地方裁判所真岡支部

(別紙) 物件目録

所在 芳賀郡茂木町大字小山字中貝

地番 633番

地目 山林

地積 2221平方メートル

所在等不明共有者の持分 37分の1

**所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第2号

宮城県栗原市若柳字川北中町65番地5

申立人 株式会社ハニカム

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 岩手県一関市赤荻字清水110番地4 (商業登記記録上の住所) 岩手県一関市竹山町3番24

所有者 有限会社リクアンドクリエイト
届出期間満了日 令和7年5月13日

令和7年3月13日 盛岡地方裁判所一関支部
(別紙) 物件目録

1 所在 一関市字沢

地番 148番302

地目 宅地

地積 180.36平方メートル

2 所在 一関市字沢

地番 148番303

地目 宅地

地積 179.11平方メートル

3 所在 一関市字沢

地番 148番304

地目 宅地

地積 181.73平方メートル

4 所在 一関市竹山町

地番 19番5

地目 宅地

地積 151.29平方メートル

5 所在 一関市真柴字矢ノ目沢

地番 56番56

地目 原野

地積 328平方メートル

6 所在 一関市大町

地番 238番

地目 宅地

地積 401.83平方メートル

7 所在 一関市字沢148番地302

家屋番号 (未登記)

種類 物置

構造 軽量鉄骨造平家建

床面積 59.62平方メートル

8 所在 一関市竹山町19番地5

家屋番号 19番5

種類 事務所・共同住宅・車庫

構造 木、鉄骨造垂鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積 1階 101.27平方メートル

2階 112.64平方メートル

9 所在 一関市真柴字矢ノ目沢56番地56

家屋番号 (未登記)

種類 物置

構造 木造平家建

床面積 33.12平方メートル

10 所在 一関市大町238番地

家屋番号 238番

種類 旅館

構造 鉄骨造陸屋根6階建

床面積 1階 232.27平方メートル

2階 249.09平方メートル

3階 249.09平方メートル

4階 249.09平方メートル

5階 249.09平方メートル

6階 71.16平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第2号

高知市福井町450番地1ケアビレッジふくい

申立人 山下健二郎

住所・居所 不明

(亡宗木泰資の最後の住所) 高知市神田1948番地3

所有者 亡宗木泰資相続財産

届出期間満了日 令和7年5月14日

令和7年3月14日 高知地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 高知市神田字防屋敷

地番 1948番3

地目 宅地

地積 169.89平方メートル

会社その他のお詫

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年3月18日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年3月18日 (号外第五十四号)

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年3月18日 (号外第五十四号)

令和7年3月17日

東京都港区浜松町一丁目一四番五号

(甲) 株式会社コトアキ 代表取締役 深澤 幸郎

東京都千代田区有楽町一丁目11番11号 (乙) 株式会社ココ 代表取締役 小島 美和

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公表します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙) <https://www.attackers-school.com/new/notice.html> 令和7年3月17日

東京都千代田区六番町一番七号

(甲) 株式会社A o b a - B T 代表取締役 柴田 嶽

東京都千代田区六番町一番七号 (乙) 株式会社A S 代表取締役 伊藤 泰史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年三月十一日
掲載頁 七十一頁 (号外第四四八号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年三月十一日
掲載頁 六十八頁 (号外第四四八号)

(甲) 株式会社東和サポート
代表取締役 下館 義勝

(乙) 株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

(甲) 株式会社東和サポート
代表取締役 安部 敏宏

(乙) 株式会社マインド
代表取締役 宮崎 龍己

(甲) 株式会社東和サポート
代表取締役 宮崎 龍己

(乙) 株式会社マインド
代表取締役 宮崎 龍己

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 株式会社東和サポート
代表取締役 下館 義勝

(乙) 株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

(甲) 株式会社東和サポート
代表取締役 宮崎 龍己

(乙) 株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和六年七月三十一日
掲載頁 一五二頁 (号外第一八一號)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和六年六月十七日
掲載頁 一二二頁 (号外第一四五号)

(甲) 株式会社アイエフシフト
代表取締役 押切 孝平

(乙) 株式会社E PARKテクノロジーズ
代表取締役 押切 孝平

(甲) 株式会社芝浦四丁目一六番二五号
代表取締役 押切 孝平

(乙) 株式会社芝浦四丁目一六番二五号
代表取締役 押切 孝平

(甲) 株式会社芝浦四丁目一六番二五号
代表取締役 押切 孝平

(乙) 株式会社芝浦四丁目一六番二五号
代表取締役 押切 孝平

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年一月七日
掲載頁 六十一頁 (号外第二二号)

(甲) 株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

(乙) 株式会社マインド
代表取締役 宮崎 龍己

(甲) 株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

(乙) 株式会社マインド
代表取締役 宮崎 龍己

(甲) 株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

(乙) 株式会社マインド
代表取締役 宮崎 龍己

(甲) 株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

(乙) 株式会社マインド
代表取締役 宮崎 龍己

(甲) 株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

(乙) 株式会社マインド
代表取締役 宮崎 龍己

(甲) 株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

(乙) 株式会社マインド
代表取締役 宮崎 龍己

(甲) 株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

(乙) 株式会社マインド
代表取締役 宮崎 龍己

(甲) 株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

(乙) 株式会社マインド
代表取締役 宮崎 龍己

(甲) 株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

(乙) 株式会社マインド
代表取締役 宮崎 龍己

(甲) 株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

(乙) 株式会社マインド
代表取締役 宮崎 龍己

(甲) 株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

(乙) 株式会社マインド
代表取締役 宮崎 龍己

(甲) 株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

(乙) 株式会社マインド
代表取締役 宮崎 龍己

(甲) 株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

(乙) 株式会社マインド
代表取締役 宮崎 龍己

令和七年三月二十七日

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(甲) 株式会社磯目鉄筋工業
代表取締役 大崎 勝也

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(乙) 磯目鉄筋工業有限会社
代表取締役 磯目 悟志

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(甲) 株式会社磯目鉄筋工業
代表取締役 大崎 勝也

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(乙) 磯目鉄筋工業有限会社
代表取締役 磯目 悟志

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(甲) 株式会社磯目鉄筋工業
代表取締役 大崎 勝也

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(乙) 磯目鉄筋工業有限会社
代表取締役 磯目 悟志

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(甲) 株式会社磯目鉄筋工業
代表取締役 大崎 勝也

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(乙) 磯目鉄筋工業有限会社
代表取締役 磯目 悟志

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(甲) 株式会社磯目鉄筋工業
代表取締役 大崎 勝也

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(乙) 磯目鉄筋工業有限会社
代表取締役 磯目 悟志

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(甲) 株式会社磯目鉄筋工業
代表取締役 大崎 勝也

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(乙) 磯目鉄筋工業有限会社
代表取締役 磯目 悟志

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(甲) 株式会社磯目鉄筋工業
代表取締役 大崎 勝也

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(乙) 磯目鉄筋工業有限会社
代表取締役 磯目 悟志

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(甲) 株式会社磯目鉄筋工業
代表取締役 大崎 勝也

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(乙) 磯目鉄筋工業有限会社
代表取締役 磯目 悟志

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(甲) 株式会社磯目鉄筋工業
代表取締役 大崎 勝也

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(乙) 磯目鉄筋工業有限会社
代表取締役 磯目 悟志

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(甲) 株式会社磯目鉄筋工業
代表取締役 大崎 勝也

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(乙) 磯目鉄筋工業有限会社
代表取締役 磯目 悟志

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(甲) 株式会社磯目鉄筋工業
代表取締役 大崎 勝也

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(乙) 磯目鉄筋工業有限会社
代表取締役 磯目 悟志

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(甲) 株式会社磯目鉄筋工業
代表取締役 大崎 勝也

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(乙) 磯目鉄筋工業有限会社
代表取締役 磯目 悟志

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(甲) 株式会社磯目鉄筋工業
代表取締役 大崎 勝也

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(乙) 磯目鉄筋工業有限会社
代表取締役 磯目 悟志

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(甲) 株式会社磯目鉄筋工業
代表取締役 大崎 勝也

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(乙) 磯目鉄筋工業有限会社
代表取締役 磯目 悟志

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(甲) 株式会社磯目鉄筋工業
代表取締役 大崎 勝也

川崎市宮前区宮崎六四九番地の一
(乙) 磯目鉄筋工業有限会社
代表取締役 磯目 悟志

新設分割公告
当社は新設分割により新設する株式会社中村(奈良県高市郡高取町五八八番地)に対して当社の割箸、爪楊枝、木製品、フキン、タオル、雑巾の製造販売業に関する権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年三月十九日
掲載頁 四頁

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(甲) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(乙) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(甲) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(乙) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(甲) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(乙) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(甲) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(乙) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(甲) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(乙) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(甲) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(乙) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(甲) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(乙) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(甲) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(乙) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(甲) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(乙) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(甲) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(乙) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(甲) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

奈良県高市郡高取町大字丹生谷四四八番地
(乙) 株式会社中村
代表取締役 中村 幸正

